

破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施
(事業番号0035)

破壊活動防止法

公安調査庁長官

法第27条に基づく調査

(規制に関し必要な調査をすることができる)

弁明手続の開始

団体への通知

(官報公示)

- ・処分請求事由要旨
- ・期日・場所

弁明期日

- ・団体の意見陳述
- ・反証の提出

処分請求

(官報公示)

公安審査委員会

審査

処分決定

(官報公示)

(解散指定)

(活動制限)

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律

公安調査庁長官

法第29条に基づく調査

(規制に関し必要な調査をすることができる)

警察庁長官からの意見聴取

処分請求

・反証提出

公安審査委員会

団体への通知

(官報公示)

- ・処分内容・条項
- ・請求原因事実
- ・期日・場所

意見聴取(公開)

- ・団体の意見陳述
- ・反証の提出

審査

処分決定

(官報公示)

立入検査

報告徴取

(観察処分)

(再発防止処分)

破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保
を図るための業務の実施
(事業番号0035)

